

# 国立大学法人群馬大学研究拠点形成費等補助金経理事務取扱規程

平成16年4月1日制定

平成20年3月1日改正

平成20年12月1日改正

平成21年6月24日改正

平成22年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成26年4月1日改正

## (趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における研究拠点形成費等補助金（21世紀COEプログラム及びグローバルCOEプログラム（他の大学等（国内外の研究機関を含む。以下「他大学等」という。）と連携する場合を含む。）に限る。以下「補助金」という。）の経理事務の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、研究拠点形成費等補助金交付要綱（平成14年4月1日文部科学大臣決定）及び研究拠点形成費等補助金（研究拠点形成費）取扱要領（以下「取扱要領等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

## (定 義)

第2条 この規程において「学部等」及び「学部長等」とは、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「会計事務取扱規程」という。）第3条に定めるところによる。

2 この規程において「拠点リーダー」とは、拠点となる研究組織の研究者リーダーをいう。

3 この規程において「事業推進担当者」とは、当該拠点形成を担う研究者をいう。

## (経理事務の委任)

第3条 学長は、本学に交付された補助金の経理事務の総括を財務部長に委任する。

2 学長は、会計事務取扱規程第8条の規定に準じて、補助金の経理に関係するそれぞれの職員に経理事務を委任する。

3 学長は、会計事務取扱規程第7条の規定に準じて、財務部長の事務の一部を処理させる。

## (補助金の受入れ及び保管)

第4条 補助金は、財務部長名義で銀行に預金して保管するものとする。

2 前項の預金から生じた利息は、当該事業の遂行のために使用するものとする。

## (契約等の手続き)

第5条 補助金に係る契約及び支払等の事務処理は、会計規則及びこれに基づく諸規程の定めに従って行うものとする。

2 本学における補助金に係る契約行為の名義者は、国立大学法人群馬大学会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）第7条の規定にかかわらず財務部長と

する。

3 支出決議書の様式は、別紙様式1のとおりとする。

(帳簿及び書類の整理保管)

第6条 財務部は、補助金の収支に関する帳簿を備え、拠点ごとに記帳整理するとともに関係書類(預金通帳を含む。)を整理保管しなければならない。

2 学部等においては、事業推進担当者ごとに関係書類を整理保管しなければならない。

3 前2項の帳簿及び関係書類の保管期限は、当該全事業が完了した年度の翌年度から5年間とする。

(誓約書の提出)

第7条 拠点リーダー及び事業推進担当者(以下「拠点リーダー等」という。)は補助金の使用に当たり、研究年度毎に別紙様式2の誓約書を学長に提出するものとする。

(補助金の使用内訳変更)

第8条 拠点リーダー等は、取扱要領等において当該補助金の配分機関の承認を必要としない軽微な変更とされる金額の範囲を超えて、補助金の使用内訳を変更する必要性が生じた場合は、事前に学部等の事務長等に申し出て、配分機関の承認を得なければならない。

2 前項の変更をしようとするとき、本学が他大学等の連携先機関となっている場合にあつては、本学の当該拠点形成の事業推進担当者若しくは事業推進担当者の代表者は、研究推進部を通じて他大学等と調整を図らなければならない。

(補助金の事前使用)

第9条 拠点リーダー等は、補助金の交付前(交付内定後に限る。)に研究計画の遂行上経費を必要とする場合は、事前に学部等の事務長等の承認を得なければならない。

(設備備品等の管理)

第10条 拠点リーダー等は、補助金により設備、備品及び図書(以下「設備備品等」という。)を取得したときは、取扱要領等の定めに基づき適正に管理するものとする。

(報告)

第11条 拠点リーダー等の所属する学部等(教員にあつては主担当を命ぜられた学部等をいう。)の事務長等は、当該補助金に係る毎年度の事業終了時に速やかに実績報告書(研究拠点形成実績報告書及び収支決算報告書)を研究推進部長に送付するものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。



別紙様式 1

研究拠点形成費等補助金  
支出決議書

予算年度		契約番号	第	号			
決 裁 欄				収 支 簿 登 記		学 部 等 名	
				支 払 予 定 日		課 題 番 号	
	起 案 ( 請 求 書 受 理 )			支 出 金 額		支 出 金 額	円
研 究 種 目				支 払 方 法			
研 究 者 名							
相 手 方	相手先コード			金 融 機 関 - 店 舗			
	-----			口 座 情 報			
費 目 区 分	摘 要			備 考			

## 補助金の使用に関する誓約書

私は、研究拠点形成費等補助金により研究を遂行するにあたり、当該補助金の取扱要領及び関係法令（学内規程を含む。）を遵守いたします。また、当該補助金が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、使用に関する説明責任を自覚し、研究において不正行為を行わないことを誓約いたします。

国立大学法人群馬大学長 殿

拠点リーダー等氏名： \_\_\_\_\_ 印

(※必ず本人が自署の上押印願います。)